

令和4年9月14日

会員 各位

公益社団法人日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學

医 療 安 全 委 員 会
担当副会長 林 道 彦
担当常務理事 菅 野 隆
委 員 長 江 口 研
(公 印 省 略)

「2022（令和4）年度 医療安全管理者養成研修会（新規・更新）」 の開催について

謹啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の運営につきましては、平素より格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

精神科医療において医療の安全確保が最も重要な課題のひとつであり、会員病院におかれましてはそれぞれ対策を講じられていることとご推察申し上げます。

平成27年10月1日より、医療事故調査制度も始まり、平時からの医療安全委員会の活動、医療施設における「医療安全管理者」の役割が重要性を増していることと思われま

す。当協会では、平成18年の診療報酬改定に医療安全管理対策加算が新設されたことを受け、医療安全管理者を養成すべく「医療安全管理者養成研修会」を平成19年度から開催しております。

今年度も昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の経緯に鑑み、新規・更新ともオンライン配信で開催いたします。

更新の研修会は、新規研修会初日に同時開催し、専門医による「医療安全に関する薬物療法の問題点」、「精神科病院における院内感染対策」、「医療安全管理の全体像」等、昨年一部リニューアルを図り、受講者のご期待に沿えるようプログラムいたしました。

また、新規研修会は座学だけではなく、演習についてもオンラインで実施いたします。オンライン上で共有できるツールを使用し、グループワークにて課題に取り組んでいただきます。グループ内のディスカッションを通してコミュニケーションをはかり情報交換を行う等、有意義な研修となっております。

別添の「実施申込要項」および「プログラム」をご参照のうえ、多数の皆様のご参加をいただけますようご案内申し上げます。

謹白

本研修会の内容は、精神科領域に重点を置いておりますが、厚生労働省の「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」に基づいております。本研修会を修了した医療国家資格有資格者を病院に配置することによって、医療安全管理対策加算取得の際の要件を満たして診療科を問わず算定が可能となります。なお、平成22年度の診療報酬改定では、従来の医療安全対策加算1に加えて医療安全対策加算2が新設され、専任の医療安全管理者の配置となり、専従から専任へと算定要件が緩和されております。